

## 動物実験規程細則

[2014(平成26)年 3月25日 制定]  
改正 2017(平成29)年 2月 8日

(目的)

**第1条** この細則は、動物実験規程第14条第2項に基づき、実験動物の健康及び安全の保持に関して必要な事項を定める。

(飼養及び保管の方法)

**第2条** 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、次の各号に留意し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

- (1) 実験動物の生理、生態、習性等に応じ、かつ、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切に給餌及び給水を行うこと。
- (2) 実験目的以外の傷害や疾病から実験動物を守るために、必要な健康管理を行うこと。また、実験動物が傷害を負い、又は疾病にかかった場合にあっては、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な治療等を行うこと。
- (3) 施設への実験動物の導入に当たっては、実験実施者、飼養者及び他の実験動物の健康を損ねることのないようにするとともに、必要に応じて飼養環境への順化又は順応を図るための措置を講じること。
- (4) 異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、実験等の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、その組合せを考慮した収容を行うこと。
- (5) 実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(記録の保存及び報告)

**第3条** 管理者等は、実験動物の飼養及び保管の適正化を図るため、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録管理を適正に行うよう努めなければならない。また、特定危険動物、あるいは特定外来生物等については、マイクロチップ等による識別措置を講じなければならない。

2 飼養保管した実験動物の種類、匹数等については、年度ごとに動物実験委員会に報告しなければならない。

(生活環境の保全)

**第4条** 管理者等は、実験動物の汚物等の適切な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして、微生物等による環境の汚染及び悪臭、害虫等の発生の防止を図ることによって、又、施設又は設備の整備等により騒音の防止を図ることによって、施設及び施設周辺的生活環境の保全に努めなければならない。

(危害等の防止)

**第5条** 管理者等は、実験動物の飼養及び保管に当たり、次の各号に留意し、実験動物による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

- (1) 管理者は、実験動物が逸走しない構造及び強度の施設を整備すること。
- (2) 管理者は、実験動物管理者、実験実施者及び飼養者が実験動物に由来する疾病にかかることを予防するため、必要な健康管理を行うこと。
- (3) 管理者及び実験動物管理者は、実験実施者及び飼養者が危険を伴うことなく作業ができる施

設の構造及び飼養又は保管の方法を確保すること。

- (4) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検並びに定期的な巡回等により、飼養又は保管をする実験動物の数及び状態の確認が行われるようにすること。
- (5) 実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、相互に実験動物による危害の発生の防止に必要な情報の提供等を行うよう努めること。
- (6) 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに実験等に関係のない者が実験動物に接することのないよう必要な措置を講じること。

（逸走時の対応）

**第6条** 管理者等は、実験動物が保管設備等から逸走しないよう必要な措置を講じなければならない。又、管理者は、実験動物が逸走した場合の捕獲等の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めるとともに、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行わなければならない。

（緊急時の対応）

**第7条** 管理者は、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に周知を図らなければならない。又、管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めなければならない。

（譲渡及び輸送の方法）

**第8条** 管理者等は、実験動物の譲渡にあたっては、その生理、生態、習性等、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、譲り受ける者に対する説明責任を果たさなければならない。

2 実験動物の輸送を行う場合には、次の各号に留意し、実験動物の健康及び安全の確保並びに実験動物による人への危害等の発生の防止に努めなければならない。

- (1) なるべく短時間に輸送できる方法を採用すること等により、実験動物の疲労及び苦痛をできるだけ小さくすること。
- (2) 輸送中の実験動物には必要に応じて適切な給餌及び給水を行うとともに、輸送に用いる車両等を換気等により適切な温度に維持すること。
- (3) 実験動物の生理、生態、習性等を考慮の上、適切に区分して輸送するとともに、輸送に用いる車両、容器等は、実験動物の健康及び安全を確保し、並びに実験動物の逸走を防止するために必要な規模、構造等のものを選定すること。
- (4) 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等により環境が汚染されることを防止するために必要な措置を講じること。

（人獣共通感染症に係る知識の習得等）

**第9条** 管理者等は、人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努め、人獣共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めなければならない。

**附 則**

この細則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。